

# 特集

## 1. 平成 28 年熊本地震で発生した災害廃棄物の受け入れ等に関する取組

平成 28 年 4 月に発生した熊本地震では、316 万トン程度（29 年 4 月環境省発表）の災害廃棄物が発生しました。そのため熊本県は、「平成 28 年熊本地震 災害廃棄物処理の基本方針」に基づき、発災後 2 年以内の処理終了を目標とし災害廃棄物の処理を行っています。

本市では、災害廃棄物の収集支援を行うとともに、市内の焼却工場の処理余力を活用し熊本市で発生した災害廃棄物の受け入れ等を実施しました。

### 1 災害廃棄物の収集・処理支援

#### (1) 現地でのごみ収集

熊本市で発生した災害廃棄物を収集するため、職員と収集車両を派遣。

##### ア. 派遣期間

平成 28 年 4 月 22 日～5 月 31 日

##### イ. 作業体制

パッカー車 6 台（職員 18 名）、連絡車 1 台（職員 3 名）による班体制を編成し、派遣期間中に 10 班（延べ 210 名）を派遣。

##### ウ. 作業内容

熊本市のごみステーションに出された災害廃棄物を収集し、仮置場に搬送。



熊本市内の災害廃棄物を収集

#### (2) 可燃ごみの受け入れ処理

##### ア. 発災直後の受け入れ

- 期間：平成 28 年 4 月 28 日～6 月 27 日
- 受け入れ対象：熊本市内の家庭で発生した燃やすごみ（日常生活で発生する可燃ごみ）
- 処理量：2,846 トン
- 処理方法：熊本市が本市の焼却工場（新門司・日明）に搬入

##### イ. 被災家屋関連廃棄物の受け入れ

- 期間：平成 29 年 2 月 20 日～受け入れ継続中
- 受け入れ対象：解体家屋で発生した可燃ごみ（生活用品・家具など）
- 処理量：1,499 トン（平成 29 年 3 月末現在）
- 処理方法：熊本市が本市の焼却工場（皇后崎・日明）に搬入



市内焼却工場へ搬入

### 2 その他

#### (1) 物資の支給

- ア. し尿の凝固剤（災害トイレ用）を 5,000 セット（25,000 回分）
- イ. 清掃用具として、ごみ袋を 1 万枚、軍手・タオルを各 700 枚

#### (2) ごみ指定袋の無料配布

被災者が本市内の公的賃貸住宅等に無償で一時的に緊急避難として入居する場合に、半年分のごみ指定袋を無料配布。

##### ■配布数

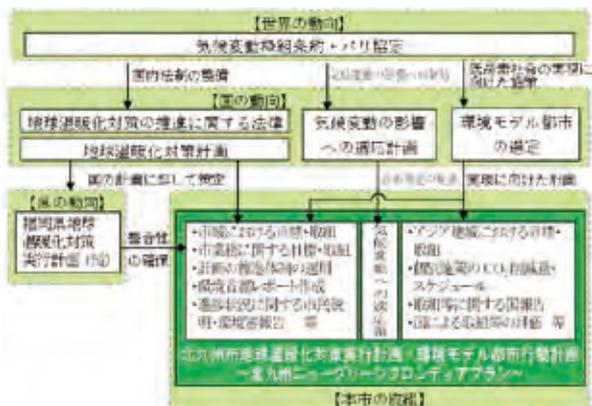
- 家庭ごみ用（30L）を 60 枚
- かん・びん、ペットボトル、プラスチック製容器包装用（25L）を各 30 枚

## 2. 北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画～北九州ニューグリーンフロンティアプラン～の策定

### (1) 計画策定の経緯

本市はこれまで、平成 16 年 10 月に策定した「環境首都グランド・デザイン」に掲げられた「持続可能なまちづくり」を進めるため、平成 18 年 10 月、「地球温暖化対策地域推進計画」を策定しました。その後、低炭素社会の実現に向けて高い目標にチャレンジする「環境モデル都市」の選定を受け、平成 21 年 3 月、「環境モデル都市行動計画」を策定するなど、実効性のある地球温暖化対策に幅広く取り組んできました。

このたび、国際的な動向や国の取組状況を踏まえ、本市の産業構造や自然環境、これまでの歴史などの地域特性を織り込んだ「北九州市地球温暖化対策実行計画・環境モデル都市行動計画」を平成 28 年 8 月に策定しました。



### (2) 計画の性格

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づく法定計画と、環境モデル都市が定めるアクションプランを兼ねるものです。長期目標として、平成 62 年に市域の CO<sub>2</sub> を半減することなどを掲げ、その実現に向けた歩みを着実に進めるため、平成 32 年度までの地球温暖化対策に関するロードマップを示しています。また、本市の率先実行として、市の事業から排出される CO<sub>2</sub> を平成 32 年度に 30%削減することとしています。

### (3) 計画の期間

平成 26 年度 ～ 平成 32 年度  
7 年間

### (4) 計画の目標

#### ア. 市域全体（2005 年度比）

	計画期間	中期	長期
	2020 年度 (平成 32 年度)	2030 年度 (平成 42 年度)	2050 年度 (平成 62 年度)
エネルギー消費量	▲8%	▲27%	▲44%
CO <sub>2</sub> 排出量	▲8%	▲30%	▲50%

※補助的指標としてエネルギー消費量を導入

#### イ. アジア地域（2005 年度の本市排出量比）

	2020 年度	2030 年度	2050 年度
CO <sub>2</sub> 排出量	▲6%	▲75%	▲150%

### (5) 目標達成に向けた取組の方向

#### ア. 環境が先進の街を創る

長寿命で環境負荷の少ないコンパクトな都市を目指すとともに、低炭素で豊かな生活ができるストック型都市づくりを推進する。

#### イ. 環境が経済を拓く

北九州市でこれまで培ってきたものづくりのまちとしての技術やノウハウを発展させ、低炭素社会が求める技術開発や製品製造、サービス提供を行い、低炭素社会に求められる環境付加価値の高い産業構造への変革を図る。

#### ウ. 環境が人を育む

「持続可能な開発のための教育 (ESD)」を軸としながら、本市でこれまで整備してきた環境学習施設・施策と豊かな自然を結びつけて、低炭素社会の観点から体系化し、あらゆる世代が実践的・総合的に学べる環境学習システムを強化・構築する。

#### エ. 環境が豊かな生活を支える

どの世代の市民も「気軽に」「楽しく」「お得な」気持ちで参加できる仕組みを導入し、日常の環境行動や環境活動の支援を図る。

#### オ. 環境がアジアの絆を深める

北九州市で育まれてきた低炭素社会づくりの取組を「北九州モデル」として整理し、アジア諸都市との環境協力ネットワークをベースに総合的に海外へ移転することで、アジアを中心とした低炭素社会の実現と豊かな社会発展に貢献する。



### 3. 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の回収を開始

#### (1) 背景

水銀の人為的な排出から、人の健康及び環境を保護するため「水銀に関する水俣条約」が平成25年に熊本県で採択され、29年8月16日に発効することになりました。(我が国は、28年2月に締結)

同条約の実施を確保し、その他の必要な措置を講じるための国内法である「水銀による環境の汚染の防止に関する法律」(水銀汚染防止法)及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」についても、水俣条約の発効を受け、一部を除き8月16日に施行されます。

本市においても、平成28年8月に改定した「循環型社会形成推進基本計画」で水銀対策を新たに規定し、水銀による環境汚染を防止するための取組みを進めることとしていることから、水銀体温計等の分別回収を実施することとしました。

#### (2) 水銀体温計・水銀血圧計・水銀温度計の分別回収の実施方法

##### ア. 回収対象

家庭で不要となった水銀体温計・血圧計・温度計

##### イ. 環境省のモデル事業による回収

###### (ア)実施時期

平成28年11月1日から同年12月28日まで

###### (イ)回収拠点

公益社団法人北九州市薬剤師会の会員薬局及びすべての区役所・出張所

###### (ウ)拠点での回収方法

水銀体温計は、店頭や窓口等に設置する回収ボックスに投入

水銀血圧計・水銀温度計は、薬局等内に別途保管



###### (エ)薬剤師会の協力について

環境省のモデル事業では、国から公益社団法人日本薬剤師会へ協力依頼があり、日本薬剤師会から各地域の薬剤師会へと協力依頼がなされています。

本市においても、公益社団法人北九州市薬剤師会に今回の事業実施について協力を依頼し、同協会の協力のもと水銀体温計等の集中回収を実施することができました。

###### (オ)モデル事業における水銀体温計等の回収量

###### ・薬局

	体温計	温度計	血圧計	その他	合計
門司区	223	10	13	0	246
小倉北区	422	14	44	4	484
小倉南区	247	3	31	1	282
若松区	174	7	14	0	195
八幡東区	213	1	18	1	233
八幡西区	392	17	33	2	444
戸畑区	152	1	8	1	162
計	1,823	53	161	9	2,046

※その他：アルコール式温度計等

###### ・区役所・出張所

	体温計	温度計	血圧計	その他	合計
区役所	279	16	50	0	345
出張所	156	10	30	0	196
計	435	26	80	0	541

###### ・その他

	体温計	温度計	血圧計	その他	合計
エコライフステージ (市の環境イベント)	11	0	3	0	14

###### ・総合計

	体温計	温度計	血圧計	その他	合計
総合計	2,269	79	244	9	2,601

#### ウ. 本市事業による分別収集の開始

##### (ア)実施時期

平成29年1月4日から

##### (イ)回収拠点

すべての区役所・出張所

##### (ウ)拠点での回収方法

水銀体温計は、窓口等に設置する回収ボックスに投入  
水銀血圧計・水銀温度計は、区役所等内に別途保管

#### (3) 分別収集後の処理方法

環境省モデル事業及び本市事業ともに、回収した水銀体温計等は、北九州エコタウンにおいて蛍光管等のリサイクル事業を行っている(株)ジェイ・リライツでリサイクル処理します。

#### 4. 北九州市と世界銀行の都市パートナーシッププログラムにかかる覚書の締結

##### (1) 世界銀行 都市パートナーシッププログラム

世界銀行（東京開発ラーニングセンター（TDLC））が推進する都市パートナーシッププログラム（CPP）は、選定された日本の都市とともに、開発途上国が直面する開発課題に対し、都市と途上国都市との連携を支援・促進し、解決策を提供することを目的としています。

平成 28 年 7 月、北九州市は第一期選定都市として横浜市、神戸市、富山市とともに選定されました。

北九州市は、「グリーン成長」と「廃棄物管理」をテーマとして活動していきます。

##### (2) 覚書の締結

平成 29 年 3 月 22 日、世界銀行と北九州市との間において「都市パートナーシッププログラム」にかかる覚書を締結しました。平成 29 年から 3 年間連携して事業を実施することになっています。

また 3 月 22 日から 23 日の 2 日間、世界銀行が主催する開発途上国の実務者のための研修（廃棄物管理分野）が北九州市で実施され、16 カ国から 61 名が参加しました。

北九州市は、これまでもアジア地域を中心に、環境人材育成の取組みを進めており、この都市パートナーシッププログラムを活用することによって、いつそうの取組みの強化を図っていきます。



北九州市と世界銀行の都市パートナーシッププログラム  
にかかる覚書締結式（H29.3.22）

#### 5. 環境調査研修所北九州研修事業事務局の開所

平成 28 年 3 月にまち・ひと・しごと創生本部が取りまとめた「政府関係機関移転基本方針」により、北九州市へ環境省の環境調査研修所の一部機能移転が決定し、平成 28 年 10 月 24 日、北九州市立国際村交流センター（八幡東区平野 1 丁目 1-1）内に「環境調査研修所北九州研修事業事務局」が開所しました。

北九州市での研修コース

平成 28 年度は、環境調査研修所が以下の研修を北九州市で開催しました。

##### ア. 廃棄物・リサイクル専攻別研修

日時：平成 28 年 10 月 25 日～ 28 日

目的：循環型社会の形成を中心とした廃棄物・リサイクル対策に係る業務遂行に必要な専門的知識を習得する。

研修生：40 名（国及び自治体等の職員）

##### イ. 日中韓三カ国合同環境研修

日時：平成 28 年 11 月 6 日～ 12 日

目的：日中韓三カ国の環境の現状や課題・対策等に係る情報や認識を共有し、より広い視野から環境行政施策の展開を図る。

研修生：20 名（うち中国、韓国各 5 名）

##### ウ. 国際環境協力基本研修

日時：平成 29 年 2 月 6 日～ 10 日

目的：国際環境協力に関する基礎知識を習得し、国際環境協力への関心を高め、国際環境協力に参加する動機付けを行う。

研修生：27 名（国及び自治体等の職員）



日中韓三カ国合同環境研修